

健発 0106 第 3 号
令和 2 年 1 月 6 日

各中核市市長 殿

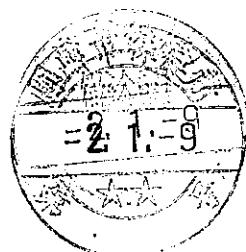
厚生労働省健康局長
(公印省略)

移植希望者（レシピエント）選択基準の一部改正について

臓器の移植希望者（レシピエント）の選択につきましては、「臓器提供者（ドナー）適応基準及び移植希望者（レシピエント）選択基準について」（平成 9 年 10 月 16 日付け健医発第 1371 号。以下「基準通知」という。）により実施されているところです。

この度、厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会の審議結果を踏まえ、基準通知の別添 2（各臓器の移植希望者（レシピエント）選択基準）のうち、肝臓移植希望者（レシピエント）選択基準及び膵臓移植希望者（レシピエント）選択基準を別紙 1 及び別紙 2 の新旧対照表のとおり改正することとしました。

本改正は、令和 2 年 2 月 3 日から適用することとし、別添のとおり公益社団法人日本臓器移植ネットワーク理事長あて通知しましたので、御了知願うとともに、貴管内の医療機関等に対する周知につきまして御配慮願います。



肝臓移植希望者（レシピエント）選択基準 新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
1. 適合条件	<p>(1) ABO式血液型</p> <p>ABO式血液型の一致 (identical) 及び適合 (compatible) の待機者を候補者とする。</p> <p>ただし、選択時2歳（生後24ヶ月）未満の場合には、不適合 (incompatible) の待機者も候補者とする。</p> <p>(2) 前感作抗体</p> <p>当面、選択基準にしないが、必ず検査し、登録する。</p> <p>(3) HLA型</p> <p>当面、選択基準にしないが、必ず検査し、登録する。</p> <p>(4) 搬送時間 (虚血許容時間)</p> <p>臓器提供者（ドナー）の肝臓を摘出してから12時間以内に血流再開することが望ましい。</p>	<p>1. 適合条件</p> <p>(1) ABO式血液型</p> <p>ABO式血液型の一致 (identical) 及び適合 (compatible) の待機者を候補者とする。</p> <p>ただし、選択時2歳（生後24ヶ月）未満の場合には、不適合 (incompatible) の待機者も候補者とする。</p> <p>(2) 前感作抗体</p> <p>当面、選択基準にしないが、必ず検査し、登録する。</p> <p>(3) HLA型</p> <p>当面、選択基準にしないが、必ず検査し、登録する。</p> <p>(4) 搬送時間 (虚血許容時間)</p> <p>臓器提供者（ドナー）の肝臓を摘出してから12時間以内に血流再開することが望ましい。</p>

(2) ABO 式血液型
ABO 式血液型が一致 (identical) する者を適合 (compatible)
する者より優先する。ただし、選択時に 2 歳（生後 24 ヶ月）未満
の場合には、血液型が一致 (identical) する者として扱う。

(3) 医学的緊急性

Status I、Status II の順に優先する。

Status の定義：

Status I；緊急に肝移植を施行しないと短期間に死亡が予測される病態や疾患群を対象とし、予測余命 1 ヶ月以内の疾患・病態群とする。

Status II；I 群以外の全症例は MELD スコア*の高い順に優先順位を設定する。この MELD スコアは、Status I の場合 7 日、Status II で MELD スコア 25 点以上の場合 14 日、19 点以上 24 点以下の場合 30 日、18 点以下の場合 90 日以内に更新し、更新されない移植希望者については候補者から外れる。

$$\text{MELD スコア} = 9.57 \ln(\text{血清クレアチニン値 mg/dl}) + 3.78 \ln(\text{血清総ビリルビン値 mg/dl}) + 11.20 \ln(\text{PT-INR (血液凝固能)}) + 6.43$$

MELD スコア計算用に入力する検査値は、小数点第 2 位を四捨五入し、小数点第 1 位までを入力する。検査値は以下の範囲内で入力し、指定範囲より低値の場合は指定範囲の最小値、高値の場合は指

(2) ABO 式血液型

ABO 式血液型が一致 (identical) する者を適合 (compatible)
する者により優先する。ただし、選択時に 2 歳（生後 24 ヶ月）未満
の場合には、血液型が一致 (identical) する者として扱う。

(3) 医学的緊急性

Status I、Status II の順に優先する。

Status の定義：

Status I；緊急に肝移植を施行しないと短期間に死亡が予測される病態や疾患群を対象とし、予測余命 1 ヶ月以内の疾患・病態群とする。

Status II；I 群以外の全症例は MELD スコア*の高い順に優先順位を設定する。この MELD スコアは、Status I の場合 7 日、Status II で MELD スコア 25 点以上の場合 14 日、19 点以上 24 点以下の場合 30 日、18 点以下の場合 90 日以内に更新し、更新されない移植希望者については候補者から外れる。

$$\text{MELD スコア} = 9.57 \ln(\text{血清クレアチニン値 mg/dl}) + 3.78 \ln(\text{血清総ビリルビン値 mg/dl}) + 11.20 \ln(\text{PT-INR (血液凝固能)}) + 6.43$$

MELD スコア計算用に入力する検査値は、小数点第 2 位を四捨五入し、小数点第 1 位までを入力する。検査値は以下の範囲内で入力し、指定範囲より低値の場合は指定範囲の最小値、高値の場合は指

定範囲の最高値を入力する。また、透析時の場合は血清クレアチニンの指定範囲の最高値を入力する。

血清クレアチニン；1.0-4.0
血清総ビリルビン；1.0-999.9
PT-INR；1.0-999.9

MELDスコア計算結果は、小数点第1位を四捨五入した整数とする。

(注 1)

原疾患が以下の場合、移植希望者（レシピエント）登録時にMELDスコア換算値を16点（HIV/HCV共感染重症は27点）とし、登録日から180日経過するごとに2点加算する。

【疾患名】

HIV/HCV共感染軽症；肝硬変 Child スコア7点以上（HCV単独感染で10点以上相当）、HIV/HCV共感染重症；Child スコア10点以上、胆道閉鎖症・カロリ病2；内科的治療に不応な胆道感染（過去3ヶ月以内に3回以上）が存在する場合、もしくは反復する吐下血（過去6ヶ月以内に2回以上）で内科的治療に不応な場合、アラジール症候群2、polycystic liver disease、門脈欠損症、tyrosinemia type1、家族性肝内胆汁うつ滯症2；高度の栄養不良と、成長障害、制御できない搔痒感が存在する場合、glycogen storage disease type 1、galactosemia、Crigler-Najjar type 1、cystic fibrosis、家族性アミロイドポリニューロパチー、尿素サイクル異常症、有機酸代謝異常症、高蔥酸尿症（オキサローシ

定範囲の最高値を入力する。また、透析時の場合は血清クレアチニンの指定範囲の最高値を入力する。

血清クレアチニン；1.0-4.0
血清総ビリルビン；1.0-999.9
PT-INR；1.0-999.9

MELDスコア計算結果は、小数点第1位を四捨五入した整数とする。

(注 1)

原疾患が以下の場合、移植希望者（レシピエント）登録時にMELDスコア換算値を16点（HIV/HCV共感染重症は27点）とし、登録日から180日経過するごとに2点加算する。

【疾患名】

HIV/HCV共感染軽症；肝硬変 Child スコア7点以上（HCV単独感染で10点以上相当）、HIV/HCV共感染重症；Child スコア10点以上、胆道閉鎖症・カロリ病2；内科的治療に不応な胆道感染（過去3ヶ月以内に3回以上）が存在する場合、もしくは反復する吐下血（過去6ヶ月以内に2回以上）で内科的治療に不応な場合、アラジール症候群2、polycystic liver disease、門脈欠損症、tyrosinemia type1、家族性肝内胆汁うつ滯症2；高度の栄養不良と、成長障害、制御できない搔痒感が存在する場合、glycogen storage disease type 1、galactosemia、Crigler-Najjar type 1、cystic fibrosis、家族性アミロイドポリニューロパチー、尿素サイクル異常症、有機酸代謝異常症、高蔥酸尿症（オキサローシ

ス)、ポルフィリン症、家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）、プロテインC欠損症、原発性硬化性胆管炎2；胆管炎を1ヶ月に1回以上繰り返す場合、原発性硬化性胆管炎3；発症時年齢18歳未満

(注2) 肝細胞がんについては、90日経過するごとに画像検査及び AFP 測定を施行し、ミラノ基準(※1)又は5-5-500基準(※2)の遵守を確認した上で、登録時の MELD スコアに2点加算した値を登録する。

(※1) ミラノ基準の遵守とは、当該肝細胞がんが以下の事項を全て満たす状態を指す。

- ①遠隔転移や脈管浸潤を認めないこと
- ②最大腫瘍径 5 cm 以下1個、又は最大腫瘍径 3 cm 以下3個以内

(※2) 5-5-500基準の遵守とは、当該肝細胞がんが以下の事項を全て満たす状態を指す。

- ①遠隔転移や脈管浸潤を認めないこと
- ②最大腫瘍径が 5 cm 以下であること
- ③腫瘍個数が 5 個以内であること
- ④AFP が 500ng/ml 以下であること

(注3) 肝芽腫については、登録時に MELD スコア換算値を 16 点とし、90 日経過するごとに画像検査を施行し、肝外転移のないことを確認した上で2点加算した値を登録する。

3. 具体的選択方法

適合条件に合致する移植希望者（レシピエント）が複数存在する場合には、優先順位は、以下の順に勘案して決定する。

(1) 膜器の移植に関する法律第6条の2の規定に基づき、親族に対し膜器を優先的に提供する意思が表示されていた場合には、当該親族を優先する。
 ただし、HLAの適合度を必ず確認し、膜器提供者（ドナー）のHLA-A、HLA-B、HLA-DRのすべてにホモ接合体が存在し、移植希望者（レシピエント）が膜器提供者（ドナー）のハプロタイプを共有するヘテロ接合体である場合には、移植片対宿主病（GVHD）の危険性が高いため、除く。

(2) 2.(1)～(3)に従って、以下のとおり優先順位を決定する。同一順位内に複数名の移植希望者（レシピエント）が存在する場合には待機時間の長い者を優先する。
 ①膜器提供者（ドナー）が18歳以上の場合

順位	ABO式血液型（※1）	医学的緊急性
1	Status I	Status I
2	Status II	一致
3	Status I	Status I
4	Status II	Status II

②膜器提供者（ドナー）が18歳未満の場合

適合条件に合致する移植希望者（レシピエント）が複数存在する場合には、優先順位は、以下の順に勘案して決定する。

(1) 膜器の移植に関する法律第6条の2の規定に基づき、親族に対し膜器を優先的に提供する意思が表示された場合には、当該親族を優先する。
 ただし、HLAの適合度を必ず確認し、膜器提供者（ドナー）のHLA-A、HLA-B、HLA-DRのすべてにホモ接合体が存在し、移植希望者（レシピエント）が膜器提供者（ドナー）のハプロタイプを共有するヘテロ接合体である場合には、移植片対宿主病（GVHD）の危険性が高いため、除く。

(2) 2.(1)～(3)に従って、以下のとおり優先順位を決定する。同一順位内に複数名の移植希望者（レシピエント）が存在する場合には待機時間の長い者を優先する。

①膜器提供者（ドナー）が18歳以上の場合

順位	ABO式血液型（※1）	医学的緊急性
1		Status I
2		一致
3		Status I
4		Status II

②膜器提供者（ドナー）が18歳未満の場合

順位	年齢	ABO 式血液型（※ 1）	医学的緊急性	順位	年齢	ABO 式血液型（※ 1）	医学的緊急性
1		一致	Status I	1		一致	Status I
2	18 歳未満		Status II	2	18 歳未満		Status II
3		適合	Status I	3			Status I
4			Status II	4			Status II
5		一致	Status I	5		一致	Status I
6	18 歳以上		Status II	6	18 歳以上		Status II
7		適合	Status I	7		適合	Status I
8			Status II	8			Status II

(※ 1) 移植希望者（レシピエント）の選択時に、移植希望者（レシピエント）が 2 歳（生後 24 か月）未満の場合については、当該移植希望者（レシピエント）の ABO 式血液型は臓器型（ドナー）の血液型にかかわらず一致と同じ扱いとする。

(※ 1) 移植希望者（レシピエント）の選択時に、移植希望者（レシピエント）が 2 歳（生後 24 か月）未満の場合については、当該移植希望者（レシピエント）の ABO 式血液型は臓器型（ドナー）の血液型にかかわらず一致と同じ扱いとする。

(3) (1) 又は (2) で選ばれた移植希望者（レシピエント）が肝腎同時移植の待機者である場合であって、かつ、臓器提供者（ドナー）から肝臓及び腎臓の提供があつたときには、当該待機者に優先的に肝臓及び腎臓を同時に配分する。また、選ばれた移植希望者（レシピエント）が肝腎同時移植の待機者の場合であつて、かつ、臓器提供者（ドナー）から肝臓、脾臓及び腎臓の提供があつたときには、脾臓移植希望者（レシピエント）選択基準で選ばれた移植希望者（レシピエント）が脾腎同時移植の待機者である場合であつて

(3) (1) 又は (2) で選ばれた移植希望者（レシピエント）が肝腎同時移植の待機者である場合であつて、かつ、臓器提供者（ドナー）から肝臓及び腎臓の提供があつたときには、当該待機者に優先的に肝臓及び腎臓を同時に配分する。また、選ばれた移植希望者（レシピエント）が肝腎同時移植の待機者の場合であつて、かつ、臓器提供者（ドナー）から肝臓、脾臓及び腎臓の提供があつたときには、脾臓移植希望者（レシピエント）選択基準で選ばれた移植希望者（レシピエント）が脾腎同時移植の待機者である場合であつて

も、当該肝腎同時移植の待機者に優先的に肝臓及び腎臓を同時に配分する。
なお、選ばれた肝腎同時移植者の待機者が優先すべき親族でない場合であって、腎臓移植希望者（レシピエント）が優先すべき親族であるときや脾腎同時移植希望者（レシピエント）が優先すべき親族であるときは、当該腎臓移植希望者（レシピエント）や脾腎同時移植希望者（レシピエント）が優先される。

(4) (3)により、肝腎同時移植希望者（レシピエント）が選定されたものの、肝臓が移植に適さないことが判明した場合には、腎臓移植希望者（レシピエント）選択基準で選ばれた腎臓移植希望者（レシピエント）に腎臓を配分する。

(5) (1) 又は (2) で選ばれた移植希望者（レシピエント）が肝小腸同時移植の希望者である場合であって、かつ、臓器提供者（ドナー）から肝臓及び小腸の提供がある場合は当該待機者に優先的に肝臓及び小腸を同時に配分する。なお、選ばれた肝小腸同時移植の待機者が優先すべき親族でない場合であって、小腸移植希望者（レシピエント）が優先すべき親族であるときは、当該小腸移植希望者（レシピエント）が優先される。

(6) (5)により、肝小腸同時移植希望者（レシピエント）が選定されたものの、肝臓が移植に適さないことが判明した場合には、

も、当該肝腎同時移植の待機者に優先的に肝臓及び腎臓を同時に配分する。

なお、選ばれた肝腎同時移植者の待機者が優先すべき親族でない場合であって、腎臓移植希望者（レシピエント）が優先すべき親族であるときや脾腎同時移植希望者（レシピエント）が優先すべき親族であるときは、当該腎臓移植希望者（レシピエント）や脾腎同時移植希望者（レシピエント）が優先される。

(4) (3)により、肝腎同時移植希望者（レシピエント）が選定されたものの、肝臓が移植に適さないことが判明した場合には、腎臓移植希望者（レシピエント）選択基準で選ばれた腎臓移植希望者（レシピエント）に腎臓を配分する。

(5) (1) 又は (2) で選ばれた移植希望者（レシピエント）が肝小腸同時移植の希望者である場合であって、かつ、臓器提供者（ドナー）から肝臓及び小腸の提供がある場合は当該待機者に優先的に肝臓及び小腸を同時に配分する。なお、選ばれた肝小腸同時移植の待機者が優先すべき親族でない場合であって、小腸移植希望者（レシピエント）が優先すべき親族であるときは、当該小腸移植希望者（レシピエント）が優先される。

(6) (5)により、肝小腸同時移植希望者（レシピエント）が選定されたものの、肝臓が移植に適さないことが判明した場合には、

小腸移植希望者（レシピエント）に小腸を配分する。

小腸移植希望者（レシピエント）選択基準で選ばれた小腸移植希望者（レシピエント）に小腸を配分する。

4. その他

(1) 待機 inactive 制度

肝臓移植希望者（レシピエント）が、医学的理由により当面の間移植を受けられない場合又は容体が落ち着いており当面の間移植を受けれる意思がない場合には、「(別紙) 肝臓レシピエントに係る待機 inactive 制度について」に従い、肝臓移植希望者（レシピエント）の待機リストを「待機 inactive」とする。

(2) 分割肝移植について

分割肝移植に関しては、平成 11 年 7 月 22 日 厚生省保健医療局長通知健医発第 1043 号「脳死した者の身体からの分割肝移植の実施について」を参照すること。

(3) 検討

基準全般については、今後新たな医学的知見、移植医療の定着及び移植実績の評価を踏まえ、適宜見直すこととする。
また、将来ネットワークが整備され、組織的にも機能的にも十分機能した場合は、改めてプロックを考慮した優先順位を検討することが必要である。

4. その他

(1) 待機 inactive 制度

肝臓移植希望者（レシピエント）が、医学的理由により当面の間移植を受けられない場合又は容体が落ち着いており当面の間移植を受けれる意思がない場合には、「肝臓レシピエントに係る待機 inactive 制度について」に従い、肝臓移植希望者（レシピエント）の待機リストを「待機 inactive」とする。

(2) 分割肝移植について

分割肝移植に関しては、平成 11 年 7 月 22 日 厚生省保健医療局長通知健医発第 1043 号「脳死した者の身体からの分割肝移植の実施について」を参照すること。

(3) 検討
基準全般については、今後新たな医学的知見、移植医療の定着及び移植実績の評価を踏まえ、適宜見直すこととする。
また、将来ネットワークが整備され、組織的にも機能的にも十分機能した場合は、改めてプロックを考慮した優先順位を検討することが必要である。

(別紙) 肝臓レシピエントに係る待機 inactive 制度について

・肝臓レシピエントに係る待機 inactive 制度について

1. 概要

肝臓移植希望者（レシピエント）が、感染症等の医学的理由により当面の間移植を受けられない場合又は容体が落ち着いており当面の間移植を受ける意思がない場合に、一時的に臓器のあっせんの対象から除外する。

1. 概要

肝臓移植希望者（レシピエント）が、感染症等の医学的理由により当面の間移植を受けられない場合又は容体が落ち着いており当面の間移植を受ける意思がない場合に、(社)日本臓器ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）にその旨を事前に報告しておき、一時的に臓器のあっせんの対象から除外する。

2. 具体的手順

(1) 移植希望者（レシピエント）が、感染症等の医学的理由により当面の間移植を受けないと確認された場合又は容体が落ち着いており当面の間移植を受ける意思がない場合は、患者と主治医が話し合いの上で、各移植施設の登録医師は当該移植希望者（レシピエント）を「待機 inactive」とする。

2. 具体的手順

(1) 移植希望者（レシピエント）が、感染症等の医学的理由により当面の間移植を受けられないと確認された場合又は容体が落ち着いており当面の間移植を受ける意思がない場合は、患者と主治医が話し合いの上で、各移植施設の登録医師からネットワークへ書面により連絡する。

(削除)

(2) (1) の連絡があつた場合において、ネットワークは移植施設に対して、当該移植希望者（レシピエント）を「待機 inactive 制度」の対象とした旨の連絡を行う。

(2) また、移植希望者（レシピエント）が医学的理由により移植を受けられない状態ではないと確認され、かつ、移植を希望した場合、各移植施設の登録医師は当該移植希望者（レシピエント）の「待

(3) また、移植希望者（レシピエント）が、医学的理由により移植を受けられない状態ではないと確認され、かつ、移植を希望した場合、各移植施設のネットワーク登録医師から、ネットワークへ書

機_シ inactive」を解除する。

(削除)

面により連絡する。

(4) (3) の連絡があつた場合において、ネットワークは移植施設に対して、当該移植希望者（レシピエント）を「待機 inactive 制度」の対象から外した旨の連絡を行う。

(3) なお、「待機 inactive」状態の期間も、移植希望者（レシピエント）の待機期間の算定の対象となる。

(5) なお、「待機 inactive 制度」を利用している期間も、移植希望者（レシピエント）の待機期間の算定の対象となる。

(4) 肝腎同時移植希望者（レシピエント）については、肝臓主治医が腎臓主治医に了承を得た上で「待機 inactive」とする。この場合、腎臓も「待機 inactive」とする。

臍臓移植希望者（レシピエント）選択基準 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>臍臓移植希望者（レシピエント）選択基準</p> <p>1. 適合条件</p> <p>(1) ABO式血液型 ABO式血液型の一一致 (identical) 及び適合 (compatible) の待機者を候補者とする。</p> <p>(2) リンパ球交差試験 (全リンパ球又はTリンパ球) 隱性</p> <p>2. 優先順位</p> <p>適合条件に合致する移植希望者（レシピエント）が複数存在する場合には、優先順位は、以下の順に勘案して決定する。</p>	<p>臍臓移植希望者（レシピエント）選択基準</p> <p>1. 適合条件</p> <p>(1) ABO式血液型 ABO式血液型の一一致 (identical) 及び適合 (compatible) の待機者を候補者とする。</p> <p>(2) リンパ球交差試験 (全リンパ球又はTリンパ球) 隱性</p> <p>2. 優先順位</p> <p>適合条件に合致する移植希望者（レシピエント）が複数存在する場合には、優先順位は、以下の順に勘案して決定する。</p> <p>(1) 親族 臍器の移植に関する法律第6条の2の規定に基づき、親族に対し臍器を優先的に提供する意思が表示されていた場合には、当該親族を優先する。</p> <p>(2) 臍器提供者（ドナー）が20歳未満の場合は、選択時に20歳未満である移植希望者（レシピエント）を優先する。</p>

(3) ABO式血液型

ABO式血液型の一致 (identical) する者を適合 (compatible) する者より優先する。

(4) HLAの適合度

下表の順位が高い者を優先する。

(2) ABO式血液型

ABO式血液型の一一致 (identical) する者を適合 (compatible) する者より優先する。

(3) HLAの適合度
下表の順位が高い者を優先する。

順位 DR座のミスマッチ数 A座及びB座のミスマッチ数

順位	DR座のミスマッチ数	A座及びB座のミスマッチ数
1	0	0
2	0	1
3	0	2
4	0	3
5	0	4
6	1	0
7	1	1
8	1	2
9	1	3
10	1	4
11	2	0
12	2	1
13	2	2
14	2	3
15	2	4

順位 DR座のミスマッチ数 A座及びB座のミスマッチ数

(4) 腎臓移植（腎移植後腎臓移植、腎単独移植）と腎腎同時移植

(5) 腎臓移植（腎移植後腎臓移植、腎単独移植）と腎腎同時移植

① 臨器提供者（ドナー）から脾臓及び腎臓（2名の腎臓移植希望者（レシピエント）に提供される場合に限る。）の提供があつた場合には、脾腎同時移植、腎移植後脾臓移植、脾単独移植の順に優先される。ただし、脾腎同時移植希望者（レシピエント）が優先されるのは、DR座の1マッチ以上のHLA型の適合がある場合に限る。

② ①以外の場合には、脾腎同時移植以外の希望者については、腎移植後脾臓移植、脾単独移植の順に優先される。

(6) 待機時間
待機期間の長い者を優先する。

(7) 搬送時間
臓器搬送に要する時間がより短く見込まれる者を優先する。

(8) 脾腎同時移植と腎臓移植
(1)～(7)で選ばれた移植希望者（レシピエント）が脾腎同時移植の待機者である場合であつて、かつ、臓器提供者（ドナー）から脾臓及び腎臓（2名の腎臓移植希望者（レシピエント）に提供される場合に限る。）の提供があつた場合には、当該待機者が腎臓移植待機リストで下位であつても、当該待機者に優先的に腎臓

① 臨器提供者（ドナー）から脾臓及び腎臓（2名の腎臓移植希望者（レシピエント）に提供される場合に限る。）の提供があつた場合には、脾腎同時移植、腎移植後脾臓移植、脾単独移植の順に優先される。ただし、脾腎同時移植希望者（レシピエント）が優先されるのは、DR座の1マッチ以上のHLA型の適合がある場合に限る。

② ①以外の場合には、脾腎同時移植以外の希望者については、腎移植後脾臓移植、脾単独移植の順に優先される。

(5) 待機時間
待機期間の長い者を優先する。

(6) 搬送時間
臓器搬送に要する時間がより短く見込まれる者を優先する。

(7) 脾腎同時移植と腎臓移植
(1)～(6)で選ばれた移植希望者（レシピエント）が脾腎同時移植の待機者である場合であつて、かつ、臓器提供者（ドナー）から脾臓及び腎臓（2名の腎臓移植希望者（レシピエント）に提供される場合に限る。）の提供があつた場合には、当該待機者が脾臓移植待機リストで下位であつても、当該待機者に優先的に腎臓

及び腎臓を同時に配分する。	<p>ただし、<u>腎腎同時移植</u>の待機者が優先されるのは、DR座1マッチ以上のHLA型の適合がある場合に限るが、当該待機者が優先すべき親族である場合は、DR座2ミスマッチであっても優先される。</p> <p>なお、選ばれた<u>腎腎同時移植</u>の待機者が優先すべき親族でない場合であって、<u>腎臓移植待機リスト</u>で選択された移植希望者（レシピエント）が優先すべき親族である場合は、当該腎臓移植希望者（レシピエント）が優先される。</p>	<p>また、<u>臓器提供者</u>（ドナー）が20歳未満の場合であって、選ばれた<u>腎腎同時移植</u>の待機者が20歳以上であり、<u>腎臓移植待機リスト</u>で選択された移植希望者（レシピエント）が20歳未満の場合は、当該腎臓移植希望者（レシピエント）が優先される。</p>	<p><u>(9) 移植を受ける意思があることが確認された以降に、当該移植希望者（レシピエント）の医学的な理由等により、当該移植希望者（レシピエント）への移植ができないことが判明した場合の取扱い</u></p> <p><u>(1)～(7)</u>により腎移植後腎臓移植または脾単独移植希望者（レシピエント）が選定され、移植を受ける意思があることが確認された以降に、当該移植希望者（レシピエント）の医学的な理由等により、当該移植希望者（レシピエント）への移植ができないことが判明した場合には、腎移植後腎臓移植又は脾単独移植希</p>
			<p><u>(8) 移植を受ける意思があることが確認された以降に、当該移植希望者（レシピエント）の医学的な理由等により、当該移植希望者（レシピエント）への移植ができないことが判明した場合の取扱い</u></p> <p><u>(1)～(6)</u>により腎移植後脾臓移植または脾単独移植希望者（レシピエント）が選定され、移植を受ける意思があることが確認された以降に、当該移植希望者（レシピエント）の医学的な理由等により、当該移植希望者（レシピエント）への移植ができないことが判明した場合には、腎移植後脾臓移植又は脾単独移植希</p>

望者（レシピエント）の中から腎臓移植希望者（レシピエント）の選択をやり直す。

(10) 腎器摘出手術の開始以降に移植に適さないことが判明した場合の取扱い

- ① (1)～(8)により腎腎同時移植希望者（レシピエント）が選定されたものの、臓器摘出手術の開始以降に腎臓が移植に適さないことが判明した場合には、腎臓移植希望者（レシピエント）選択基準で選定された腎臓移植希望者（レシピエント）に腎臓を配分する。
- ② (1)～(8)により腎腎同時移植希望者（レシピエント）が選定されたものの、臓器摘出手術の開始以降に片腎が移植に適さないことが判明した場合には、腎臓移植希望者（レシピエント）の選択をやり直すことなく、既に選ばれた当該腎腎同時移植希望者（レシピエント）に腎臓のみを配分する。ただし、当該腎腎同時移植希望者（レシピエント）が腎臓のみの移植を希望しない場合には、腎移植後腎移植又は腎単独移植希望者（レシピエント）の中から腎臓移植希望者（レシピエント）の選択をやり直す。

3. その他

- (1) 腎臓移植希望者（レシピエント）が、医学的理由により当面の腎移植を受けられない場合又は容体が落ち置いており当面の間

移植を受ける意思がない場合には、「(別紙) 膝臘レシピエントに係る待機 inactive 制度について」に従い、膝臘移植希望者(レシピエント)の待機リストを「待機 inactive」とする。

(2) 基準全般については、今後の移植医療の定着及び移植実績の評価の評価等を踏まえ、適宜見直すこととする。

(別紙) 膝臘レシピエントに係る待機 inactive 制度について

1. 制度の概要

移植希望者(レシピエント)が、感染症等の医学的理由により当面の間移植を受けられない状態であると確認された場合又は容体が落ち着いており当面の間移植を受ける意思がない場合は、患者と主治医が話し合いの上で、各移植施設の登録医師は登録患者の待機リストを「待機 inactive」とし、一時的に臘器のあっせんの対象から除外する。

2. 「待機 inactive」の解除

移植希望者(レシピエント)が医学的理由により移植を受けられない状態ではないと確認され、かつ、移植を希望した場合、各移植施設の登録医師は登録患者の待機リストの「待機 inactive」を解除する。

3. 「待機 inactive」状態における待機期間について
膝臍同時移植希望者（レシピエント）が「待機 inactive」状態の期
間は、膝臍移植希望者（レシピエント）の待機期間の算定対象と
なる。

4. 膝臍同時移植希望者の「待機 inactive」について

膝臍同時移植希望者（レシピエント）については、膝臍、腎臍と
ともに、感染症等の医学的理由により当面の間移植を受けられない
場合又は容体が落ち着いており当面の間移植を受けれる意思がない
場合に限り、膝臍移植に係る主治医が腎臍移植に係る主治医に了
承を得た上で、膝臍移植希望者（レシピエント）登録患者の待機
リストを「待機 inactive」とするととともに、腎臍についても一時
的に臍器のあつせんの対象から除外する。この場合、当該移植希
望者（レシピエント）が「待機 inactive」状態の期間は、膝臍移
植希望者（レシピエント）の待機期間の算定対象となるとともに、
腎臍移植希望者（レシピエント）の待機期間の算定の対象にもな
る。

健発 0106 第 2 号

令和 2 年 1 月 6 日



公益社団法人日本臓器移植ネットワーク理事長 殿

厚生労働省健康局長



移植希望者（レシピエント）選択基準の一部改正について

臓器の移植希望者（レシピエント）の選択につきましては、「臓器提供者（ドナー）適応基準及び移植希望者（レシピエント）選択基準について」（平成 9 年 10 月 16 日付け健医発第 1371 号。以下「基準通知」という。）により実施されているところです。

この度、厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会の審議結果を踏まえ、基準通知の別添 2（各臓器の移植希望者（レシピエント）選択基準）のうち、肝臓移植希望者（レシピエント）選択基準及び脾臓移植希望者（レシピエント）選択基準を別紙 1 及び別紙 2 の新旧対照表のとおり改正することとしました。

本改正は、令和 2 年 2 月 3 日から適用することとしましたので、改正後の肝臓移植希望者（レシピエント）選択基準及び脾臓移植希望者（レシピエント）選択基準に従い、円滑かつ適正な業務の執行をお願いします。あわせて、貴法人に登録されている臓器移植施設への周知の徹底につきましてよろしくお願いします。

参考として、本改正を反映した肝臓移植希望者（レシピエント）選択基準及び脾臓移植希望者（レシピエント）選択基準を添付します。